

安全装置等導入促進助成事業

【実施要領】

1. 助成対象装置

危険予測に効果があると思われる安全装置等（以下の（１）～（２））で別表に示すもの。

※岐阜及び飛騨ナンバーの事業用貨物自動車に平成24年4月1日以降に導入した装置(新品)を対象とする。

(1) 後方視野確認支援装置（バックカメラ）

- ①後退時の後方視野が確保できること。
- ②運行時（前進も含む）において後方視野が確保できること。
- ③概ねルームミラーの位置において後方視野が確保できること。

なお、装置の装着にあたっては道路運送車両の保安基準に抵触しないこと。

(2) 呼気吹込み式アルコールインターロック：国交省の技術指針に適合するもの

2. 助成金額

(1) 装置1台につき対象装置ごとに 10,000円（別途全ト協より10,000円）

(2) 保有車両数（以下、車両数）により、助成台数の上限を設ける。

- ①車両数30両以下は、10台まで。
- ②車両数30両超は、車両数の3分の1（小数点以下切上げ）とし、30台を上限とする。

※保有車両数（被牽引車を除く）は、平成24年3月末現在とする。

3. 予 算

250万円

4. 交付申請期間

平成24年5月21日（月）～平成24年12月21日（金）

5. 適用可否決定

上記予算の範囲内で先着順にて可否決定を行う。

6. 留意事項

(1) 交付決定通知：申請受理日から1ヶ月を目途に通知するものとする。

(2) 全日本トラック協会の助成：装置1台当り10,000円（岐阜県枠130台分）。

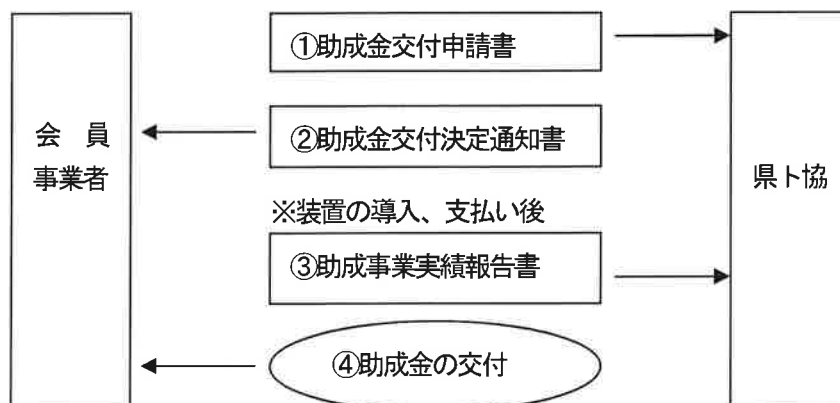
※当協会への実績報告順に申請する。

(3) 安全装置等導入促進助成事業実績報告書（様式3）

装置導入・支払後、概ね1ヶ月以内に実績報告書（助成金交付請求書）にて報告する。

但し、報告期限は平成25年3月15日（金）までとする。

〈助成のフローチャート〉



※交付決定後の申請の変更又は取下げは、「助成金交付申請（変更・取下）届出書」が必要です。

平成24年度安全装置等導入促進助成事業対象装置一覧

後方視野支援装置

平成24年5月24日現在

装置メーカー名	装置名称・型式
(株)日本ビューテック	リアビューモニター 「対象機種」 TKV-S20、TKV-S20N、TKV-S30(但し、TKV-S30(OD)は除く)(注2)、TKV-S30D、TKV-S30DF、VA-S50
	ナイスビューモニター 「対象機種」 VW-S10、VW-S20、VW-SN20、VA-S40
市光工業(株)	セイフティビジョン 「対象型式」 ST-900シリーズ、ST-800シリーズ、 ST-500シリーズ (但し、ST-900D、ST-900FL、ST-900FS、ST-800Dは除く)
(株)ワーテックス	BACK EYE SYSTEM 「対象型式」 XL-702(天吊り型)、XL-703(天吊り型)、 TS706、TM706、TU706
クラリオン(株)	カメラ&モニターシステム 【ルームミラー型の特定方法】 明細書の中に「ハイマウントモニター取付キット: LAA-057-100又はLAA-057-110」が含まれること。(注1)
三菱電機(株)	カービジョン ルームミラー型モニター 「対象型式」 CM-5200、CM-5200A、CM-6000、CM-7200、CM-7200A(注1)
アールアンドピー(株)	ルームミラー取付タイプカラーバックカメラセット 「対象型式」 DVA-Comb01-RA、DVA-Comb01-RB、BE-RV200-RA、BE-RV200-RB
(株)アルファ・デポ	バックモニターシステム 「対象商品名」 AP-8000(注3)
ヤック(株)	バックモニターセット 「対象型式」 XCM8SA、XCM8MA、XCM8LA、XCM8XA、XCM8YA
CBC(株)	ラウンドビューシステム「対象型式」 ZMC-RVS11N-20、ZMC-RVS11N-15、ZMC-RVS11S-20、ZMC-RVS11S-15、ZMC-RVS22N、ZMC-RVS22S、ZMC-RVS33N、ZMC-RVS33S、ZMC-RVS44N、ZMC-RVS44S

(注1) 全ト協からクラリオン及び三菱電機には販売店より購入事業者に対し、装着明細書を発行するように依頼済み。

なお、その他メーカーに対しても、ルームミラー型と特定できるように名称や型式を納品書等に明記するよう依頼済み。

(注2) TKV-S30(OD)はオンダッシュ方式のため対象外。識別方法としては、納品書及び保証書に「TKV-S30(OD)」と明記されている。

(注3) AP-8000の装着には、別途アタッチメント(AP-5002、AP-5023、AP-7070、AP-7075、AP-7080)が必要。AP-8000/odlはオンダッシュ方式のため対象外。

(事業趣旨)

第1条 社団法人岐阜県トラック協会（以下「岐ト協」という。）は、事業用トラックの交通事故ゼロを目指すため、安全装置等（以下「装置」という。）を装着する会員事業者（以下「事業者」という。）に対して助成金を交付する。

(対象装置)

第2条 助成の対象となる装置は、次に掲げるものとする。

(1) 後方視野確認支援装置とは、次の機能を全て有するものに限る。

なお、装置の装着にあたっては道路運送車両の保安基準に抵触しないことを条件とする。

- ①後退時の後方視野が確保できること。
- ②運行時（前進も含む）において後方視野が確保できること。
- ③概ねルームミラーの位置において後方視野が確保できること。

(2) 呼気吹込み式アルコールインターロックとは、国土交通省の技術指針に適合しているものとする。

2 前項の機器を取り付ける車両は、岐阜及び飛騨ナンバーの車両に限る。

(交付額)

第3条 助成金の交付額は、事業者が当該年度に新たに車両に装置を装着する場合、1台につき対象装置ごとに1万円を交付する。

(交付申請)

第4条 事業者は、助成金の交付を受けようとするときは、様式1の「安全装置等導入促進助成金交付申請書」により、別に定める期日までに岐ト協に提出しなければならない。

2 前項の申請に必要な添付書類は、別に定める。

(交付決定)

第5条 岐ト協は、前条第1項の規定による申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類を審査し助成金を交付すべきものと認めたときは、交付の決定を行い、様式2の「安全装置等導入促進助成金交付決定通知書」により事業者に通知する。

2 岐ト協は、前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

(実績報告及び助成金の請求)

第6条 事業者は、装置の装着及び支払いが完了したときは、様式3の「安全装置等導入促進助成事業実績報告書」（助成金交付請求書）を岐ト協に提出しなければならない。

(実績報告提出期限)

第7条 前条の実績報告書の提出期限を当該年度3月15日までとする。

(助成金の交付)

第8条 岐ト協は、第6条の「安全装置等導入促進助成事業実績報告書」（助成金交付請求書）の提出があったときは、速やかにその報告を審査し条件に適合すると認めたときは、事業者に対して、助成金を交付する。

(申請の変更又は取下げ)

第9条 事業者は、交付決定後、申請の変更又は取下げをすることは、速やかに「安全装置等導入促進助成金交付申請（変更・取下げ）届出書」を岐ト協に提出し、その指示を受けなければならない。

(財産の処分制限)

第10条 事業者は、交付対象となった装置が装着の日から起算して下記の年数を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保（以下「処分」という。）に供してはならない。但し、あらかじめ岐ト協の承認を得た場合はこの限りではない。

- (1) 後方視野確認支援装置 1年
- (2) 呼気吹込み式アルコールインターロック 1年

(助成金の返還)

第11条 事業者は、関係法令等に従い、善良な管理者の注意をもって、導入した装置を管理しなければならない。

2 事業者又は交付対象となった装置が、次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、岐ト協は事業者に対して期限を定めてその返還を求めることができる。但し、当該装置が装着の日から起算して前条に定める年数を経過したとき以降に発生したものについてはこの限りではない。

- (1) 助成金の申請内容もしくはこれに付した条件、その他法令もしくはこれに基づく処分に違反したとき。
- (2) 事業者が岐ト協を退会したとき。

(その他必要な事項)

第12条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、岐ト協が別にこれを定める。

附則（平成24年4月27日）

1. 本要綱は平成24年4月1日より適用する。
2. 改正前の要綱（平成23年4月28日）に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

平成 年 月 日

社団法人岐阜県トラック協会
会長 尾関 卓司 殿

名 称
住 所
代表者

㊟

安全装置等導入促進助成金交付申請書

安全装置等導入促進助成金交付要綱第4条に基づき、助成金の交付について、下記の通り申請します。

記

1. 助成金申請額 _____ 円 (岐ト協 装置1台当り 10,000円)

_____ 円 (全ト協 装置1台当り 10,000円)

2. 導入機器数 _____ 台

(1) 後方視野確認支援装置 (バックカメラ) _____ 台

(2) 呼気吹込み式アルコールインターロック _____ 台

3. 添付書類

- ① 導入車両・装置一覧表 ② 見積書 (写)

連絡先

部署・役職	担当者名	電話番号

安全装置等導入車両・装置一覧表

導入車両			装置機器			
番号	営業所名	登録番号	種類 (○を付す)	メーカー名	装置名称	導入 予定日
					型式	
1			後方 ・ アルコール			
2			後方 ・ アルコール			
3			後方 ・ アルコール			
4			後方 ・ アルコール			
5			後方 ・ アルコール			
6			後方 ・ アルコール			
7			後方 ・ アルコール			
8			後方 ・ アルコール			
9			後方 ・ アルコール			
10			後方 ・ アルコール			

※注1:新車への導入は、登録番号欄に「新車」と記入すること。

※注2:後方＝後方視野確認支援装置、アルコール＝アルコールインターロック

ASV装置促進助成事業

【実施要領】

1. 助成対象装置

(1) 下記の装置で、国の事故防止対策支援推進事業（先進安全自動車（ASV）の導入に対する支援）の対象装置と同一のものとする。

- ①衝突被害軽減ブレーキ装置
- ②ふらつき注意喚起装置・車線逸脱警報装置・車線維持支援制御装置
- ③車両横滑り時制動力・駆動力制御装置

(2) 車両総重量8トン以上の岐阜及び飛騨ナンバーの事業用貨物自動車に平成24年4月1日以降に導入したもの

2. 助成金額

装置価格の1/4（車両1両あたり上限50,000円）

※別途全ト協より同額の助成あり（但し、国の補助との重複不可）

3. 予算

750万円

4. 交付申請期間

平成24年5月21日（月）～平成24年12月21日（金）

5. 適用可否決定

上記予算の範囲内で先着順にて可否決定を行う。

6. 留意事項

(1) 交付決定通知

申請受理日から1ヶ月を目途に通知するものとする。

(2) 被害軽減ブレーキ装置導入促進助成事業実績報告書（様式3）

装置導入・支払後、概ね1ヶ月以内に実績報告書（助成金交付請求書）にて報告する。

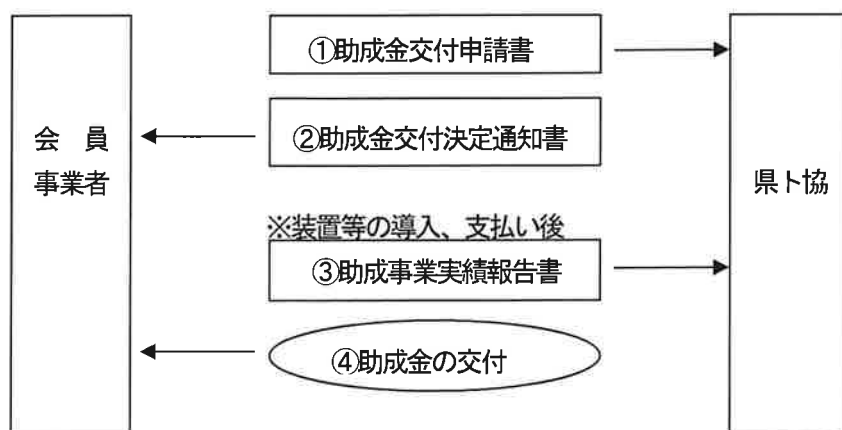
但し、報告期限は平成25年3月15日（金）までとする。

(3) 全日本トラック協会の助成

全日本トラック協会の助成については、当協会への実績報告順（全国2,250台）に申請する。

装置取得価格の1/4（車両1両あたり上限50,000円）

<助成のフローチャート>



※交付決定後の申請の変更又は取下げは、「助成金交付申請（変更・取下）届出書」が必要です。

平成24年度ASV装置導入促進助成事業対象装置一覧

平成24年5月18日現在

衝突被害軽減ブレーキ

装置メーカー名	装置名称・型式
いすゞ自動車(株)	衝突被害軽減ブレーキ
日野自動車(株)	プリクラッシュセーフティ
三菱ふそうトラック・バス(株)	AMB
UDトラックス(株)	トラフィックアイブレーキ

ふらつき注意喚起装置、車線逸脱警報装置

装置メーカー名	装置名称・型式
いすゞ自動車(株)	運転集中度モニター
日野自動車(株)	車線逸脱警報装置
三菱ふそうトラック・バス(株)	MDAS-Ⅲ(運転注意カモニター)

車両横滑り時制動力・駆動力制御装置

装置メーカー名	装置名称・型式
いすゞ自動車(株)	IESC
日野自動車(株)	VSC
三菱ふそうトラック・バス(株)	ESP
UDトラックス(株)	UDSC
UDトラックス(株) ボルボ・トラック	VSP

(注1)三菱ふそうトラック・バス(株)のMDAS-Ⅲは、ふらつき注意喚起装置、車線逸脱警報装置の両方の定義を満たしていますが、助成にあたっては一つの装置とみなします。

(事業趣旨)

第1条 社団法人岐阜県トラック協会(以下「岐ト協」という。)は、事業用トラックの交通事故を削減するために、車両総重量8トン以上の事業用貨物自動車にASV装置(以下「装置」という。)を装着する会員事業者(以下「事業者」という。)に対して助成金を交付する。

(対象装置)

第2条 助成の対象となる装置は、下記の装置で、国の事故防止対策支援推進事業(先進安全自動車(ASV)の導入に対する支援)の対象装置と同一のものとする。

- ①衝突被害軽減ブレーキ装置
- ②ふらつき注意喚起装置・車線逸脱警報装置・車線維持支援制御装置
- ③車両横滑り時制動力・駆動力制御装置

2 前項の装置を取り付ける車両は、岐阜及び飛騨ナンバーの車両に限る。

(交付額等)

第3条 助成金の交付額は、事業者が当該年度に新たに車両に装置を装着する場合、1車両あたり装置取得価格の4分の1に相当する額とし、車両1両あたりの上限を5万円とする。

(交付申請)

第4条 事業者は、助成金の交付を受けようとするときは、様式1の「ASV装置導入促進助成金交付申請書」により、別に定める期日までに岐ト協に提出しなければならない。

2 前項の申請に必要な添付書類は、別に定める。

(交付決定)

第5条 岐ト協は、前条第1項の規定による申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類を審査し助成金を交付すべきものと認めるときは、交付の決定を行い様式2の「ASV装置導入促進助成金交付決定通知書」により事業者に通知する。

2 岐ト協は、前項の通知に際して、必要な条件を付すことができる。

(実績報告及び助成金の請求)

第6条 事業者は、装置の装着及び支払いが完了したときは、別に定める期日までに、様式3「ASV装置導入促進助成金実績報告書」(助成金交付請求書)を岐ト協に提出しなければならない。

(実績報告提出期限)

第7条 前条の実績報告書の提出期限を当該年度3月15日までとする。

(助成金交付)

第8条 岐ト協は、第6条の「ASV装置導入促進助成金実績報告書」(助成金交付請求書)の提出があったときは、速やかにその報告を審査し、その報告に係る事業の実施結果が助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、事業者に対して、助成金を交付する。

(申請の変更又は取下げ)

第9条 事業者は、交付決定後、申請の変更又は取下げをするときは、速やかに「ASV装置導入促進助成金交付申請(変更・取下げ)届出書」を岐ト協に提出し、その指示を受けなければならない。

(助成金の返還)

第10条 事業者は、関係法令等に従い、善良な管理者の注意をもって、導入した装置を管理しなければならない。

2 事業者又は交付対象となった装置が、次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、岐ト協は事業者に対して期限を定めてその返還を求めることができる。但し、当該装置が装着の日から起算して4年を経過したとき以降に発生したものについてはこの限りではない。

- (1) 助成金の申請内容もしくはこれに付した条件、その他法令もしくはこれに基づく処分に違反したとき。
- (2) 事故又は火災等により当該装置が使用できなくなったとき。
- (3) 差し押さえ又は競売等により当該装置が使用できなくなったとき。
- (4) 事業者が岐ト協を退会したとき。

(財産の処分の制限)

第11条 事業者は、交付対象となった装置を装着した日から起算して4年を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保(以下「処分」という。)に供してはならない。但し、あらかじめ岐ト協の承認を得た場合はこの限りではない。

(その他必要な事項)

第12条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、岐ト協が別にこれを定める。

附則(平成24年4月27日)

本要綱は平成24年4月1日より適用する。

改正前の要綱(平成23年4月28日)に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

社団法人岐阜県トラック協会
会長 尾関 卓司 殿

名 称
住 所
代表者

㊞

ASV装置導入促進助成金交付申請書

ASV装置導入促進助成金交付要綱第4条に基づき、助成金の交付について、下記の通り申請します。

記

1. 助成金申請額

_____ 円【岐ト協 装置価格の1/4 (車両1両当上限50,000円)】

_____ 円【全ト協 装置価格の1/4 (車両1両当上限50,000円)】

(注) 国の補助金との重複不可

2. 導入機器数

_____ 台 (車両 _____ 両)

(1) 衝突被害軽減ブレーキ装置 _____ 台

(2) ふらつき注意喚起装置・車線逸脱警報装置 _____ 台

(3) 車両横滑り時制動力・駆動力制御装置 _____ 台

3. 添付書類

(1) ASV装置申請一覧表、(2) 見積書(写)、(3) 誓約書(全ト協の助成を受ける場合)

連絡先

部署・役職	担当者名	電話番号

ASV装置申請一覧表

番号	営業所名	種類 (○を付す)	メーカー名	装置名称	装置価格	導入 予定日
				型式		
1		衝突・ふらつき 横滑り				
2		衝突・ふらつき 横滑り				
3		衝突・ふらつき 横滑り				
4		衝突・ふらつき 横滑り				
5		衝突・ふらつき 横滑り				
6		衝突・ふらつき 横滑り				
7		衝突・ふらつき 横滑り				
8		衝突・ふらつき 横滑り				
9		衝突・ふらつき 横滑り				
10		衝突・ふらつき 横滑り				

※注:衝突=衝突被害軽減ブレーキ装置、ふらつき=ふらつき注意喚起装置・車線逸脱警報装置

横滑り=車両横滑り時制動力・駆動力制御装置

平成 年 月 日

社団法人岐阜県トラック協会
会 長 尾 関 卓 司 殿

住 所
名 称
代表者

㊟

誓 約 書

弊社は、下記機器の導入に対して国の補助金交付申請を行わない（行っていない）ことを、ここに誓います。

記

1. 機器名
2. 導入車両
3. 装着車両
4. 導入（予定）年月日

ドライブレコーダー導入促進助成事業

【実施要領】

1. 助成対象装置

- (1) ドライブレコーダー車載器で、環境優良車普及機構により「貨物自動車用ドライブレコーダー選定ガイドライン」の基準で分類され、一定の評価を得られたもので、別表に示すもの。
- (2) 岐阜及び飛騨ナンバーの事業用貨物自動車に、平成24年3月1日以降に導入した機器を対象とする。

2. 助成金額

- (1) 車載器1台あたり下記金額とする。

- ① 運行管理連携型 : 20,000円 (別途全ト協20,000円)
※デジタル一体型は、EMS用機器導入助成金と双方の助成を受けることができる。
- ② 標準型 : 10,000円 (別途全ト協10,000円)
- ③ 簡易型 : 10,000円
- ④ スマートフォン活用型 : 3,000円 (別途全ト協3,000円)

但し、購入価格(税抜き)が、各助成金(補助金)合計額以下の車載器は、購入価格(千円未満切り捨て)まで。

※注：国の補助を受ける機器は、全ト協の助成は受けることができません。

- (2) 保有車両数(以下、車両数)により、助成台数の上限を設ける。

- ① 車両数30両超は、車両数の3分の1(小数点以下切上げ)とし、30台を上限とする。
- ② 車両数30両以下は、10台まで。

※保有車両数(被牽引車を除く)は、平成24年3月31日現在とする。

3. 予算

550万円

4. 交付申請期間

平成24年5月21日(月)～平成24年12月21日(金)

5. 適用可否決定

上記予算の範囲内で先着順にて可否決定を行う。

6. 留意事項

- (1) **ドライブレコーダー(簡易型)の無償配布事業【岐阜県トラック協会】**

平成24年度中に岐ト協よりドライブレコーダー(簡易型)を保有車両分無償配布する予定ですが、助成を受けた車両には配布しません。

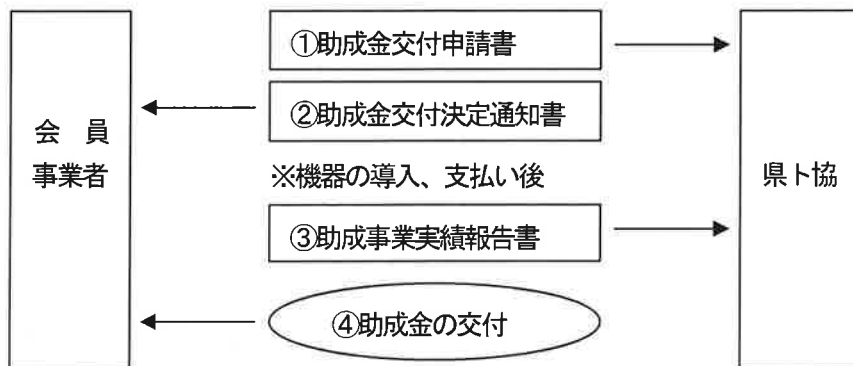
- (2) ドライブレコーダー導入促進助成事業実績報告書(様式3)

機器導入・支払後、1ヶ月以内に報告する。【最終報告期限：平成25年2月15日(金)】

- (3) 全日本トラック協会の助成

全日本トラック協会については、当協会への実績報告順に申請する。

〈助成のフローチャート〉



※交付決定後の申請の変更又は取下げは、「助成金交付申請(変更・取下)届出書」が必要です。

ドライブレコーダ選定結果

1/2

〔簡易型：21型式、標準型：10型式、運行管理連携型：27型式、スマートフォン活用型：1型式〕

平成24年4月27日

一般財団法人環境優良車普及機構

- 1) この選定結果は、申請のあったドライブレコーダについて、「貨物自動車用ドライブレコーダ選定ガイドライン規程」により、機器機能、活用機能及び申請者の要件等について審査し、分類したものです。
- 2) 選定結果は、ドライブレコーダの使用過程時における実用性、利便性、機器の性能等を保証するものではありません。導入に際しては機器の仕様を使用者の利用目的に応じ、必ずご確認ください。
- 3) 備考欄に※のある機器は、ドライブレコーダを活用するために専用ソフト等の購入又は別途通信契約を行う必要があり、それを前提に選定したものです。

分類	No.	製造販売者等(申請者)	選定番号	ドライブレコーダの名称	型式	選定日	備考	デジタルコーポレーション
簡易型	1	㈱ドライブ・カメラ	2012-002-K	Witness-Light-G	WN-LIGHT-GT	H24.4.27		—
	2	㈱ワーテックス	2012-003-K	XLDR-501G&E	XLDR-501G&E-B	H24.4.27		—
	3	㈱ITSグリッド	2012-006-K	スマートアイ	PSE-1020	H24.4.27		—
	4	コスモシステム㈱	2012-010-K	HDドライブレコーダー	DRS-8000	H24.4.27		—
	5	㈱コムテック	2012-015-K	アイセーフ ジョージ Pro II	DC-DR350	H24.4.27		—
	6	㈱綾瀬設備工業	2012-016-K	CAR DVR NEXT V2X	NEXT V2X	H24.4.27		—
	7	㈱アルファ・デポ	2012-017-K	2カメラタイプドライブレコーダー	VD-7000W Pro	H24.4.27		—
	8		2012-018-K	単眼タイプドライブレコーダー	VD-1500G8	H24.4.27		—
	9	㈱ホワイトハウス	2012-020-K	スマートレコ 1ch	WHSR-221	H24.4.27		—
	10		2012-021-K	スマートレコ Single	WHSR-110	H24.4.27		—
	11	㈱ピー・エス・ディー	2012-022-K	DRIVE-ONE MINI-T	DRIVE-ONE MINI-T	H24.4.27		—
	12	㈱エフ・アール・シー	2012-023-K	FOCUSAVOR	FC-77DRT	H24.4.27		—
	13		2012-024-K	FOCUSAVOR	FC-708DRT	H24.4.27		—
	14	㈱ピットイン	2012-025-K	ドライブレコーダー E-REC Pro	DER-710P	H24.4.27		—
	15		2012-026-K	ドライブレコーダー E-REC Gold	DER-910G	H24.4.27		—
	16	㈱ユピテル	2012-032-K	ドライブレコーダー	BU-DRR600T	H24.4.27		—
	17	㈱エムアンドケイ	2012-035-K	BEWEIS-V2T	BEWEIS-V2T	H24.4.27		—
	18	㈱アイ・シー・エル	2012-036-K	BLACK BOX	IDR-100A	H24.4.27		—
	19	トム通信工業㈱	2012-054-K	ドライブレコーダー	TM-V731A12-T1	H24.4.27		—
	20	㈱NPシステム開発	2012-056-K	ドライブレコーダー本体	NDR-200	H24.4.27	※別途専用ソフト要	—
	21	アヤリーシステム㈱	2012-059-K	ドライブレコーダー「DIMO」	TM-201A	H24.4.27		—

分類	No.	製造販売者等(申請者)	選定番号	ドライブレコーダの名称	型式	選定日	備考	デジタルコーポレーション
標準型	1	㈱ワーテックス	2012-004-H	XLDR-801	XLDR-801-B	H24.4.27		—
	2	㈱コムテック	2012-014-H	アイセーフ ジョージ Pro II	DC-DR350-DROP-006	H24.4.27		—
	3	㈱ユピテル	2012-033-H	ドライブレコーダー	BU-DRS900T	H24.4.27		—
	4		2012-034-H	ドライブレコーダー	BU-DRR610T	H24.4.27		—
	5	富士通テン㈱ (富士通テン販売㈱)	2012-043-H	OBVIOUSレコーダー	DRU-3011	H24.4.27	※別途専用ソフト要 「画像解析ソフト」使用時に対応	—
	6		2012-044-H	OBVIOUSレコーダー	DRU-3012	H24.4.27	※別途専用ソフト要 「画像解析ソフト」使用時に対応	—
	7		2012-046-H	OBVIOUSレコーダー	DRU-3013	H24.4.27	※別途専用ソフト要 「画像解析ソフト」使用時に対応	—
	8		2012-048-H	OBVIOUSレコーダー	DRU-3021	H24.4.27	※別途専用ソフト要 「画像解析ソフト」使用時に対応	—
	9		2012-049-H	OBVIOUSレコーダー	DRU-3022	H24.4.27	※別途専用ソフト要 「画像解析ソフト」使用時に対応	—
	10		2012-051-H	OBVIOUSレコーダー	DRU-3023	H24.4.27	※別途専用ソフト要 「画像解析ソフト」使用時に対応	—

注) 申請者と製造販売者等の名称が異なる場合は、括弧書きで申請者名を表示いたしました。

ドライブレコーダ選定結果

2/2

[簡易型：21型式、標準型：10型式、運行管理連携型：27型式、スマートフォン活用型：1型式]

平成24年4月27日

一般財団法人環境優良車普及機構

- 1) この選定結果は、申請のあったドライブレコーダについて、「貨物自動車用ドライブレコーダ選定ガイドライン規程」により、機器機能、活用機能及び申請者の要件等について審査し、分類したものです。
- 2) 選定結果は、ドライブレコーダの使用過程時における実用性、利便性、機器の性能等を保証するものではありません。導入に際しては機器の仕様を使用者の利用目的に応じ、必ずご確認ください。
- 3) 備考欄に※のある機器は、ドライブレコーダを活用するために専用ソフト等の購入又は別途通信契約を行う必要があり、それを前提に選定したものです。

分類	No.	製造販売者等(申請者)	選定番号	ドライブレコーダの名称	型式	選定日	備考	デジタル 一体型
運行 管理 連携型	1	(株)ドライブ・カメラ	2012-001-U	WitnessIII	WN-WITNESS3	H24.4.27	※別途専用USBキー要	—
	2	(株)ITSグリッド	2012-005-U	スマートアイ	PSE-1010	H24.4.27		—
	3	矢崎総業(株)	2012-007-U	YAZAC-eye3	YEYE3 セット TR	H24.4.27	※別途専用ソフト要	—
	4		2012-008-U	YAZAC-eye3T	YEYE3T セット TR	H24.4.27	※別途専用ソフト要	◎自 TD II-25
	5		2012-009-U	YAZAC-eye3Lite	YEYE3Lite セット TR	H24.4.27	※別途専用ソフト要	—
	6	富士通(株) (株)トランストロン	2012-011-U	DTS-C1(ネットワーク型車載ステーション)ドラレコ内蔵	FV7100C1D	H24.4.27	※別途通信契約要	◎自 TD II-21
	7		2012-012-U	DTS-C1X(ネットワーク型車載ステーション)ドラレコ内蔵	FV7100C1XD	H24.4.27	※別途通信契約要	◎自 TD II-24
	8		2012-013-U	DTS-C1M(ネットワーク型車載ステーション)ドラレコ内蔵	FV7100C1MD	H24.4.27	※別途通信契約要	◎自 TD II-23
	9	(株)デンソー	2012-019-U	DENSODライブイングパートナー	DDD-100-DR	H24.4.27		◎自 TD II-18
	10	(株)データ・テック	2012-027-U	SRVideo	M68	H24.4.27	※別途専用ソフト要	—
	11		2012-028-U	SRDigitacho+	M603DR	H24.4.27	(M603+M608) ※別途専用ソフト要	◎自 TD II-11
	12		2012-029-U	SRVDigitacho	M610	H24.4.27	※別途専用ソフト要	◎自 TD II-27
	13	三菱ふそうトラック・バス(株)	2012-030-U	エコフリートPRO-DR	QZ064680A	H24.4.27	データテック製(M602+M608) ※別途専用ソフト要	◎自 TD II-10
	14	(株)メルモ	2012-031-U	i-Reco.	IR-1000	H24.4.27	※別途専用ソフト要 ※別途通信契約要	—
	15	(株)堀場製作所	2012-037-U	ドライブレコーダー	DR-9100	H24.4.27	※別途専用ソフト要	—
	16		2012-038-U	ドライブレコーダー	DR-9100F	H24.4.27	※別途通信契約要	—
	17		2012-039-U	ドライブレコーダー	DR-9100A	H24.4.27	※別途通信契約要	—
	18		2012-040-U	ドライブレコーダー	DR-9100C	H24.4.27	※別途通信契約要	—
	19		2012-041-U	ドライブレコーダー	DR-5300GPS	H24.4.27	※別途専用ソフト要	—
	20		富士通テン(株) (富士通テン販売(株))	2012-045-U	OBVIOUSレコーダー	DRU-3012	H24.4.27	※別途専用ソフト要 「エコ安全支援ソフト」使用時に対応
	21	2012-047-U		OBVIOUSレコーダー	DRU-3013	H24.4.27	※別途専用ソフト要 「エコ安全支援ソフト」使用時に対応	—
	22	2012-050-U		OBVIOUSレコーダー	DRU-3022	H24.4.27	※別途専用ソフト要 「エコ安全支援ソフト」使用時に対応	—
	23	2012-052-U		OBVIOUSレコーダー	DRU-3023	H24.4.27	※別途専用ソフト要 「エコ安全支援ソフト」使用時に対応	—
	24	トム通信工業(株)	2012-053-U	ドライブレコーダー	TM-V740A01	H24.4.27		—
	25	(株)NPシステム開発	2012-055-U	ドライブレコーダー本体	NDR-200P	H24.4.27	※別途専用ソフト要	—
	26	(株)あきば商会	2012-057-U	タコドラ	MAS-A1DR	H24.4.27	※別途専用ソフト要	◎自 TD II-28
	27	東信電気(株)	2012-058-U	クビレ (CPIRe)	DT-1	H24.4.27	※別途専用地図ソフト要	—

注1) 申請者と製造販売者等の名称が異なる場合は、括弧書きで申請者名を表示いたしました。

注2) デジタル一体型とは、ドライブレコーダとデジタル式運行記録計とが一体またはセットとなっているものです。表中に国土交通省の型式認定番号を示します。

分類	No.	製造販売者等(申請者)	選定番号	ドライブレコーダの名称	型式	選定日	備考	デジタル 連携
スマート フォン 活用型	1	(株)パイ・アール	2012-042-S	Reco-der[レコダ]	RCD-001	H24.4.27		—

(事業趣旨)

第1条 社団法人岐阜県トラック協会（以下「岐ト協」という。）は、運転者の輸送の安全に係る教育等に役立てることができるドライブレコーダー等（以下「機器」という。）を導入する会員事業者（以下「事業者」という。）に対して助成金を交付する。

(対象装置)

第2条 助成の対象となる機器は、一般財団法人環境優良車普及機構により「貨物自動車用ドライブレコーダー選定ガイドライン」の基準で分類され、一定の評価を得られたものとする。

2 前項の機器を取り付ける車両は、岐阜及び飛騨ナンバーの車両に限る。

(交付額)

第3条 助成金の交付額は、事業者が当該年度に新たに車両に機器を導入する場合に、車載器1台あたり下記金額とする。

- ① 運行管理連携型：2万円
- ② 標準型、簡易型：1万円
- ③ スマートフォン活用型：3千円

但し、国等の補助金及び助成金の合計額が機器の価格を超えない範囲で実施するものとする。

(交付申請)

第4条 事業者は、助成金の交付を受けようとするときは、様式1の「ドライブレコーダー導入促進助成金交付申請書」により、別に定める期日までに岐ト協に提出しなくてはならない。

2 前項の申請に必要な添付書類は、別に定める。

(交付決定)

第5条 岐ト協は、前条第1項の規定による申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類を審査し助成金を交付すべきものと認めたときは、交付の決定を行い、様式2の「ドライブレコーダー導入促進助成金交付決定通知書」により事業者に通知する。

2 岐ト協は、前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

(実績報告及び助成金の請求)

第6条 事業者は、機器の装着及び支払いが完了したときは、様式3の「ドライブレコーダー導入促進助成事業実績報告書」(助成金交付請求書)を岐ト協に提出しなければならない。

(実績報告提出期限)

第7条 前条の実績報告書の提出期限を当該年度2月末日までとする。

(助成金の交付)

第8条 岐ト協は、第6条の「ドライブレコーダー導入促進助成事業実績報告書」(助成金交付請求書)の提出があったときは、速やかにその報告を審査し条件に適合すると認めたときは、事業者に対して、助成金を交付する。

(申請の変更又は取下げ)

第9条 事業者は、交付決定後、申請の変更又は取下げをするときは、速やかに「ドライブレコーダー導入促進助成金交付申請(変更・取下げ)届出書」を岐ト協に提出し、その指示を受けなければならない。

(助成金の返還)

第10条 事業者は、関係法令等に従い、善良な管理者の注意をもって、導入した機器を管理しなければならない。

2 事業者又は交付対象となった機器が、次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、岐ト協は事業者に対して期限を定めてその返還を求めることができる。但し、当該装置が装着の日から起算して1年を経過したとき以降に発生したものについてはこの限りではない。

- (1) 助成金の申請内容もしくはこれに付した条件、その他法令もしくはこれに基づく処分に違反したとき。
- (2) 事業者が岐ト協を退会したとき。

(財産の処分制限)

第11条 事業者は、交付対象となった機器が装着の日から起算して1年を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保（以下「処分」という。）に供してはならない。但し、あらかじめ岐ト協の承認を得た場合はこの限りではない。

(その他必要な事項)

第12条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、岐ト協が別にこれを定める。

附則(平成24年4月27日)

本要綱は平成24年4月1日より施行する。

改正前の要綱(平成23年4月28日)に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

平成 年 月 日

社団法人岐阜県トラック協会
会長 尾関 卓司 殿

名 称
住 所
代表者

㊦

ドライブレコーダー導入促進助成金交付申請書

ドライブレコーダー導入促進助成金交付要綱第4条に基づき、助成金の交付について、下記の通り申請します。

記

1. 助成金申請額 _____ 円 【 岐阜県トラック協会 】

_____ 円 【 全日本トラック協会 】 (注)
(注) 国の補助と重複不可

2. 導入機器数 _____ 台

運行管理連携型 _____ 台

標準型 _____ 台

簡易型 _____ 台

スマートフォン活用型 _____ 台

3. 添付書類

- ① 導入車両・機器一覧表 ② 見積書 (写) ③ 誓約書 (全ト協の助成を受ける場合)

連絡先

部署・役職	担当者名	電話番号

ドライブレコーダー申請一覧表

番号	営業所名	導入車両 登録番号	種 類 (○を付す)	メーカー名	装置名称	装置価格	導 入 予定日
					型 式		
1			運行管理 ・ 標準 簡易 ・ スマホ				
2			運行管理 ・ 標準 簡易 ・ スマホ				
3			運行管理 ・ 標準 簡易 ・ スマホ				
4			運行管理 ・ 標準 簡易 ・ スマホ				
5			運行管理 ・ 標準 簡易 ・ スマホ				
6			運行管理 ・ 標準 簡易 ・ スマホ				
7			運行管理 ・ 標準 簡易 ・ スマホ				
8			運行管理 ・ 標準 簡易 ・ スマホ				
9			運行管理 ・ 標準 簡易 ・ スマホ				
10			運行管理 ・ 標準 簡易 ・ スマホ				

※注: 運行管理=運行管理連携型、標準=標準型、簡易=簡易型、スマホ=スマートフォン活用型

平成 年 月 日

社団法人岐阜県トラック協会
会 長 尾 関 卓 司 殿

住 所
名 称
代表者

㊟

誓 約 書

弊社は、下記機器の導入に対して国の補助金交付申請を行わない（行っていない）ことを、ここに誓います。

記

1. 機器名

2. 導入車両

3. 装着車両

4. 導入（予定）年月日

アルコール検知器導入促進助成事業

【実施要領】

1. 助成対象

(1) アルコール検知器

呼気中のアルコール濃度を測定できるもので、別表に示すもの。

(2) 交換用センサー

(1) の対象検知器の交換用センサー

(3) 岐阜県内に認可を受けた営業所に導入するものに限る。

※平成24年3月1日以降に導入（交換）したものを対象とする。

2. 助成金額

機器及びセンサー価格（オプション・消耗品等含む、消費税は含まず）の合計額の2分の1とし、1営業所あたり10万円までとする。但し、百円未満を切り捨てとする。

3. 予 算

400万円

4. 交付申請期間

平成24年5月21日（月）～平成24年12月21日（金）

5. 適用可否決定

上記予算の範囲内で先着順にて可否決定を行う。

6. 留意事項

(1) 交付決定通知

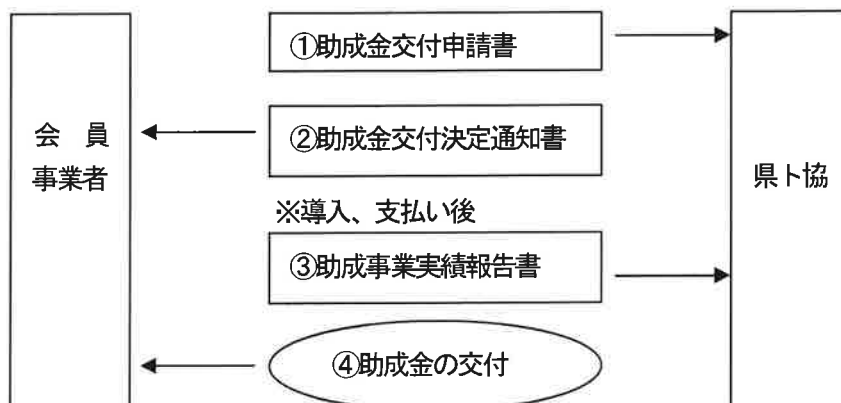
申請受理日から1ヶ月を目途に通知するものとする。

(2) アルコール検知器導入促進助成事業実績報告書（様式3）

機器導入・支払後、概ね1ヶ月以内にて報告する。

但し、報告期限は平成25年2月28日（木）までとする。

〈助成のフローチャート〉



※交付決定後の申請の変更又は取下げは、「助成金交付申請（変更・取下）届出書」が必要です。

平成24年度 アルコール検知器導入促進助成事業対象機器一覧

平成24年5月18日現在

メーカー		製品名・型番
フィガロ技研(株)		アルコールチェッカー「KAC-80D」
		アルコールチェッカー「FALC-01」
(株)ヨシオ		のんだらのるな君2「NN-02」
東海電子(株)		ALC-PRO II
		ALC-mini II
		ALC-mini III
(株)東洋マーク製作所		AC-012
中央自動車工業(株)		ソシアック・X 「SC-202」
サンコーテクノ(株)		呼気アルコール測定器 「SG358-S」
ライフロック・テクノロジーズ(株)		FC20
		ライフガード
(株)九州テン		アルチェック「TM501」
ドレーゲル・セイフティージャパン(株)		アルコテスト3500
テックウェルインターナショナルジャパン(株)		i-Checker「FT-001」
		i-Checker II「FT-001A」
携帯電話用	(株)タニタ	アルコールセンサー「HC-208D」(FOMA用)
		アルコールセンサー「HC-218D」(FOMA用)
	東海電子(株)	ALC-Mobile「T-ALC-MB100」(主にAU用)
	(株)パイ・アール	アルキラー(主にSoftBank用)

※上記機器と同等の性能を有する機器は対象に加えるため、事前にご相談下さい。

アルコール検知器導入促進助成金交付要綱

平成23年4月28日一部改正
社団法人 岐阜県トラック協会

(事業趣旨)

第1条 社団法人岐阜県トラック協会（以下「岐ト協」という。）は、飲酒運転の撲滅を目指し、点呼時に飲酒状況を確認できるアルコール検知器（以下「検知器」という。）を導入する会員事業者（以下「事業者」という。）に対して助成金を交付する。

(助成対象)

第2条 助成の対象となる検知器等は、呼気中のアルコール濃度を測定できる検知器及びその交換用センサーとする。

2 検知器及び交換用センサーを導入する営業所は、岐阜県内に認可を受けた営業所とする。

(交付額)

第3条 助成金の交付額は、事業者が当該年度に新たに導入した検知器及び交換用センサーの取得価格の2分の1に相当する額とし、1営業所あたり10万円を上限とする。

(交付申請)

第4条 事業者は、助成金の交付を受けようとするときは、様式1の「アルコール検知器導入促進助成金交付申請書」により、別に定める期日までに岐ト協に提出しなくてはならない。

2 前項の申請に必要な添付書類は、別に定める。

(交付決定)

第5条 岐ト協は、前条第1項の規定による申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類を審査し助成金を交付すべきものと認めるときは、交付の決定を行い、様式2の「アルコール検知器導入促進助成金交付決定通知書」により事業者に通知する。

2 岐ト協は、前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

(実績報告及び助成金の請求)

第6条 事業者は、検知器もしくは交換用センサーの導入及び支払いが完了したときは、様式3の「アルコール検知器導入促進助成事業実績報告書」（助成金交付請求書）を岐ト協に提出しなければならない。

(実績報告提出期限)

第7条 前条の実績報告書の提出期限を当該年度2月末日までとする。

(助成金の交付)

第8条 岐ト協は、第6条の「アルコール検知器導入促進助成事業実績報告書」（助成金交付請求書）の提出があったときは、速やかにその報告を審査し条件に適合すると認めるときは、事業者に対して、助成金を交付する。

(申請の変更又は取下げ)

第9条 事業者は、交付決定後、申請の変更又は取下げをするときは、速やかに「アルコール検知器導入促進助成金交付申請（変更・取下げ）届出書」を岐ト協に提出し、その指示を受けなければならない。

(助成金の返還)

第10条 事業者は、関係法令等に従い、善良な管理者の注意をもって、導入した検知器を管理しなければならない。

2 事業者又は交付対象となった検知器もしくは交換用センサーが、次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、岐ト協は事業者に対して期限を定めてその返還を求めることができる。但し、当該検知器が導入の日から起算して1年を経過したとき以降に発生したものについてはこの限りではない。

(1) 助成金の申請内容もしくはこれに付した条件、その他法令もしくはこれに基づく処分に違反したとき。

(2) 事業者が岐ト協を退会したとき。

(財産の処分制限)

第11条 事業者は、交付対象となった検知器もしくは交換用センサーが導入の日から起算して1年を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保（以下「処分」という。）に供してはならない。但し、あらかじめ岐ト協の承認を得た場合はこの限りではない。

(その他必要な事項)

第12条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、岐ト協が別にこれを定める。

附則（平成23年4月28日）

1. 本要綱は平成23年4月1日より施行する。

2. 改正前の要綱（平成22年7月23日）に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

様式1

平成 年 月 日

社団法人岐阜県トラック協会
会長 尾 関 卓 司 殿

名 称
住 所
代表者

㊟

アルコール検知器導入促進助成金交付申請書

アルコール検知器導入促進助成金交付要綱第4条に基づき、助成金の交付について、下記の通り申請します。

記

1. 助成金申請額 _____ 円

(導入数 アルコール検知器 _____ 台 交換用センサー _____ 台分)

2. 添 付 書 類

① 導入一覧表 ② 見積書 (写)

連 絡 先

部署・役職	担当者名	電話番号

アルコール検知器導入一覧表

番号	支店・ 営業所名	導入機器		導入 台数	機器価格	導入 予定日
		メーカー名	機器名・型式			
1				台	円	
2				台	円	
3				台	円	
4				台	円	
5				台	円	
6				台	円	
7				台	円	
8				台	円	
9				台	円	
10				台	円	

SAS（トラック運転者等の睡眠時無呼吸症候群）スクリーニング検査助成事業

【実施要領】

1. 助成対象

会員事業者の岐阜県下の貨物自動車運送事業の認可営業所に所属する者に限る。

2. 助成金額

岐阜県トラック協会：第一次および第二次検査併せて1,000円

全日本トラック協会：第一次および第二次検査費用の1/2（上限2,500円、100円未満切捨て）

3. 予算

300名（全ト協180名）

4. 検査・医療機関

	検査・医療機関	住 所	費用
全ト協指定	NPO法人 睡眠健康研究所	〒156-0042 東京都世田谷区羽根木 1-25-16 TEL 03-5355-9941 FAX 03-5355-9956	5,000円 (税込み)
	NPO法人 ヘルスケアネットワーク	〒536-0014 大阪市城東区鳴野西2-11-2 大阪府トラック総合会館3階 TEL 06-6965-3666 FAX 06-6965-5261	5,000円 (税込み)
	一般財団法人 運輸・交通SAS対策支援センター	〒160-0004 東京都新宿区四谷2-14-8 TEL 03-3359-9010 FAX 03-3353-5431	5,000円 (税込み)
岐ト協指定 (全ト協認定)	医療法人社団 三遠メディメイツ 岐阜メイツ睡眠障害治療クリニック 院長 田中 春仁	〒500-8384 岐阜市藪田南4-15-20 TEL 058-272-9300 FAX 058-272-9302	5,000円 (税込み) 別途送料

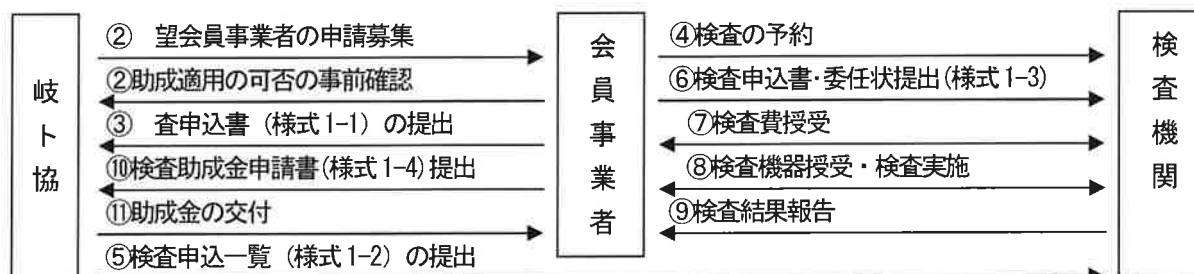
5. 申込期限

平成24年12月21日（金）まで

6. 手 順 ※様式等は全ト協HP (<http://www.jta.or.jp>) を参照

- ①助成人数枠等による助成適用の可否について、事前に岐ト協に確認を取る。
- ②岐ト協に「検査申込書（様式1-1）」を提出して申し込む。
- ③「検査申込書」の承認後、検査・医療機関に検査の予約をする。
- ④岐ト協は、会員事業者より提出された「検査申込書」を「検査申込一覧（様式1-2）」にとりまとめ、会員事業者が予約した検査・医療機関に提出する。
- ⑤申込者は、検査にあたり、「検査申込書兼委任状（様式1-3）」に署名・捺印し、正本を検査・医療機関に提出し、写しを会員事業者が保管する。会員事業者は、申込者が「検査申込書兼委任状（様式1-3）」の写しを求めた時は交付する。
- ⑥検査・医療機関に検査費を支払い、領収書を受領する。
- ⑦検査・医療機関より宅配便等で送られてきた検査機器で検査を実施し、検査後すみやかに検査機器を検査・医療機関に宅配便等で返却します。
- ⑧検査・医療機関より検査結果の報告を受けます。
- ⑨「検査助成金申請書（様式1-4）」を岐ト協に提出する。（提出時には必ず、当該検査・医療機関の検査費明細書の写しおよび領収書の写しを添付） **※最終提出期限：平成25年2月28日（木）**
- ⑩岐ト協より助成金が交付される。

<助成のフローチャート>



トラック運転者等の「睡眠時無呼吸症候群」スクリーニング検査助成制度実施要綱

平成24年4月27日一部改正
社団法人岐阜県トラック協会

(目的)

第1条 この要綱は、社団法人岐阜県トラック協会（以下「岐ト協」という。）が、会員事業者（以下「事業者」という。）に雇用されている運転者・荷扱手等（以下「運転者等」という。）に対する「睡眠時無呼吸症候群」（以下「SAS」という。）のスクリーニング検査を促進するための助成金交付事業について、必要な事項を定め、事業を適正かつ円滑に実施し、労働災害事故防止に寄与することを目的とする。

(資格・要件)

第2条 助成対象は、岐ト協の事業者で岐阜県内の事業所に雇用されている運転者等とする。

(助成対象検査・医療機関)

第3条 助成対象検査・医療機関は、公益社団法人全日本トラック協会（以下「全ト協」という。）が定めた「トラック運転者等の『睡眠時無呼吸症候群』スクリーニング検査を行う検査・医療機関の指定に関する規定」に基づき指定する。

(助成の対象)

第4条 助成対象検査は、SASスクリーニング検査のうち健康保険適用外である第一次検査（簡易アンケートによるチェック、解析、判定）および第二次検査（フローセンサー法やパルスオキシメトル法等による簡易スクリーニング検査）とする。

(助成額)

第5条 助成金額は、次のとおりとする。

- 1 全ト協助成金額：第一次及び第二次検査費用の半額(上限2,500円/人)
- 2 岐ト協助成金額：第一次及び第二次検査併せて1,000円/人

(申請受付等)

第6条 申請受付は、原則として6月中旬から12月末日までとする。

- 2 岐ト協は予算の範囲内で、全ト協の助成制度を活用し、事業者の申請受付を行う。

(助成適否の事前確認)

第7条 事業者は、助成人数枠等による助成適用の可否について、事前に岐ト協の確認を得なければならない。

(検査の予約と申し込み)

第8条 事業者は、前条の確認を得た後、「スクリーニング検査事前申込書（様式1-1）」（以下「申込書」という。）を岐ト協会長に提出する。

- 2 申込書を提出した事業者は、検査を受けようとする検査・医療機関に予約し、原則として1ヶ月以内に検査を受けるものとする。
- 3 岐ト協は、事業者より提出された「申込書」を「スクリーニング検査申込一覧（様式1-2）」にとりまとめ、全ト協に提出する。

(検査の受診)

第9条 事業者、申込者は、検査にあたり、「スクリーニング検査申込書兼委任状（様式1-3）」（以下「申込書兼委任状」という。）に署名・捺印し、正本を検査・医療機関に提出し、写しを事業者が保管する。

- 2 事業者は、申込者が申込書兼委任状の写しを求めたときは交付する。
- 3 申込書兼委任状の取扱については、検査・医療機関、事業者、申込者ともに、個人情報保護法に基づき、目的外利用および紛失、流失などの無いよう充分注意すること。

(助成金の請求)

第10条 検査終了後、各事業者は速やかに岐ト協に「スクリーニング検査助成金申請書（様式1-4）」（以下「申請書」という。）を提出するものとする。

- 2 事業者は、「申請書」提出にあたり、当該検査・医療機関の検査費明細書の写し及び領収書の写しを添付する。

(助成金の交付)

第11条 岐ト協は、前条により申請書の提出があったときは、速やかに審査し、条件に適合すると認めるときは、事業者に対し助成金を交付する。

(その他必要な事項)

第12条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要な事項は、岐ト協が別にこれを定める。なお、様式は全ト協に準じるものとする。

(附則) (平成24年4月27日)

1. 本要綱は平成24年4月1日より適用する。
2. 改正前の要綱（平成20年4月28日）に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

トラック運転者等の睡眠時無呼吸症候群に係る
スクリーニング検査事前申込書

平成 年 月 日

(社) 岐阜県トラック協会 会長 殿

トラック運転者等の睡眠時無呼吸症候群スクリーニング検査を申し込みます。

事業者名	
代表者名	印
住所	〒 ー
電話 / FAX番号	
連絡責任者名	
連絡先電話番号	

検査を申込みされる検査・医療機関名の右側に、申込みされる人数をご記入ください。

全 ト 協 指 定 機 関	<u>NPO 法人 睡眠健康研究所</u>	人
	<u>NPO 法人 ヘルスケアネットワーク普及推進機構</u>	人
	<u>一般財団法人 運輸・交通 SAS 対策支援センター</u>	人

申込検査・医療機関が、「全ト協指定検査・医療機関」以外の場合は、下記にご記入ください。

地 方 協 会 指 定 機 関	検査・医療機関名	
	代表者名	
	住所	
	〒 ー	
	電話番号 _____ 担当者名 _____	人

※ 受診者数に変更が生じた場合は、必ず都道府県トラック協会までご連絡下さい。
特に増員については、受診前に連絡がない場合は助成が受けられなくなる場合もございます。

トラック運転者等の睡眠時無呼吸症候群に係る
スクリーニング検査助成金申請書

平成 年 月 日

(社) 岐阜県トラック協会 会長 殿

トラック運転者等の睡眠時無呼吸症候群スクリーニング検査助成金の交付を申請いたします。

助成金交付申請金額 _____ 円

受診した検査・医療機関 いずれかを○で囲んでください。 地方協会 指定検査・医療機関 で受診の場合 検査・医療機関を ご記入ください。	1. NPO 法人睡眠健康研究所 2. NPO 法人ヘルスケアネットワーク普及推進機構 3. 一般財団法人 運輸・交通 SAS 対策支援センター 4. 地方協会指定 検査・医療機関 検査・医療機関名 _____ 代表者名 _____ 住所 〒 _____ _____ 電話番号 _____ 担当者名 _____		
	事業者名 _____ 代表者名 _____ 住 所 〒 _____ _____ 電 話 番 号 _____		
一次検査受診者数	_____ 人	二次検査受診者数	_____ 人
事前申込書【様式 1-1】でご記入いただいた申込み人数		_____ 人	
事前申込書【様式 1-1】に対する受診状況についていずれかを○で囲んでください。 1. 申請通りに全員受診済み 2. 一部未受診者あり (①これから受診する _____ 人 ②受診は中止する _____ 人) ※ 未受診の方は早急に検査を受けてください。また、事前申込書の検査受診人数を超過することはできません。			
振込先 金融機関	金融機関名	銀行 _____ 支店 _____	
	口座名義	_____	
	口座番号	1. 普通 2. 当座	

※ 検査・医療機関の検査明細書の写し及び領収書の写しを添付してください。

可動式突入防止装置装着助成事業

【実施要領】

1. 助成対象者

岐阜県内の営業所に配置する事業用ダンプ車両に取り付ける会員事業者

2. 助成対象装置

道路運送車両の保安基準(第18条の2)及び保安基準の細目告示(第180条)の基準に適合する可動式突入防止装置

※ バンパとステイのセット(ステイのみでも可)

3. 助成金額及び台数

- ① 1台あたり装置装着費用(取付費込 消費税除く)の1/2(千円未満切捨て)
但し、10万円を上限とする
- ② 1社あたり5台まで

4. 予算額

200万円(20台)

5. 交付申請期間

平成24年5月21日(月)～平成24年12月21日(金)

6. 適用可否の決定

予算の範囲内で申請順にて可否決定を行う

7. 留意事項

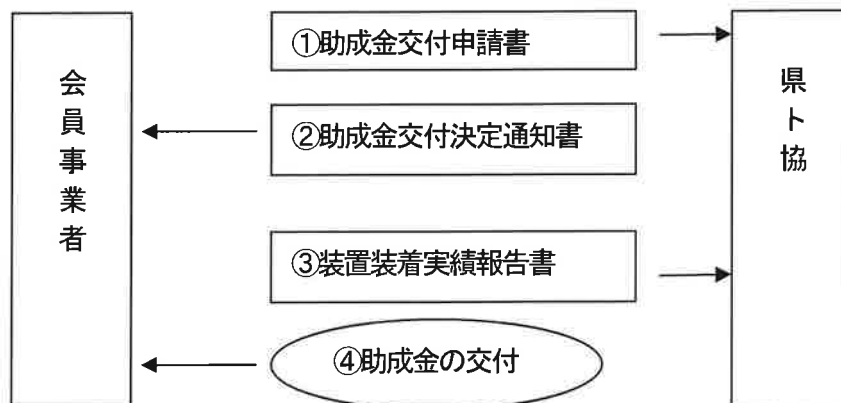
① 決定通知

可動式突入防止装置装着助成金交付決定通知書は、可動式突入防止装置装着助成金交付申請書の受理日から2週間を目途に通知します

② 実績報告

可動式突入防止装置装着実績報告書(兼)請求書は、装着後1ヶ月以内にご提出下さい。
(最終報告期限2月28日(木)まで)

申請から助成金受給までのフローチャート



(目 的)

第1条 この要綱は、社団法人岐阜県トラック協会（以下「岐ト協」という。）が行う、ダンプ車両がアスファルトフィニッシャー（アスファルト舗装工事に使用する専用機械）にアスファルト合材を投入する際、従来の固定式突入防止装置を取り付けたダンプ車両では、アスファルトフィニッシャーのホッパー部分に突入防止装置が接触し作業が出来ない状況にあり、今後、当該作業を可能にし、併せて、不正改造車両（突入防止装置未装着車両）の追放を目指し、可動式突入防止装置の導入に対する助成金の交付に関して必要な事項を定め、適正かつ円滑に事業を推進することを目的とする。

(定 義)

第2条 本要綱における用語の定義は、次のとおりとする。「可動式突入防止装置」（以下装置という。）とは、道路運送車両の保安基準（第18条の2）及び保安基準の細目告示（第180条）の基準に適合するものをいう。

(助成対象)

第3条 助成の対象は、第4条に定める装置を、岐阜県内の営業所に配置する事業用ダンプ車両に取り付ける会員事業者とする。但し、使用過程車については、別に定める期日現在で保有するダンプ車両とする。

(対象装置)

第4条 助成金の対象となる装置は次のとおりとする。

- ① 第2条の定義に準じる装置（自動式・手動式は問わない）② バンパとステイのセット（ステイのみでも可）

(装置の装着期間等)

第5条 助成の対象となる装置の装着は、当該年度に新たに装着を完了し、かつ費用の支払いが完了するものでなければならない。

(助成金額)

第6条 助成対象装置を装着した場合の助成額は、1台あたり取付費を込む経費（消費税は除く）の1/2とし、10万円を上限とする。但し1社当たりの助成は一事業年度5台までとする。

(助成方法)

第7条 助成は、予算の範囲内で、かつ申請順に助成する。

(申請方法)

第8条 助成を希望する会員事業者は、「岐阜県可動式突入防止装置装着助成金交付申請書」（様式1）に見積書の写及び装置のメーカー名、装着品名（国土交通省が認める認識記号等の記載があること）、数量等が記載された書類を添付し、別に定める期日までに岐ト協に申請する。

(助成金の交付決定)

第9条 岐ト協は、前条の申請が適正であり、交付が適当と認めたときは、「岐阜県可動式突入防止装置装着助成金交付決定通知書」（様式2）により申請者に通知する。

(助成金の交付請求)

第10条 申請者は、装置の装着が完了したときは「岐阜県可動式突入防止装置装着実績報告書（兼）請求書」（様式3）を岐ト協に提出する。

- 2 前項に定める請求書には、請求書・領収書の写及び納品を確認できる書類（メーカー名、装着品名、数量等が記載された書類）を添付しなければならない。

(助成金の交付)

第11条 岐ト協は、前条に基づき請求書の提出があったときは、その内容を審査し、適正と認めたときは助成金を交付するものとする。

(申請の変更または取り下げ)

第12条 交付決定後、申請の変更又は取り下げをするときは、申請者は速やかに「岐阜県可動式突入防止装置導入促進助成金交付申請（変更・取下）届出書」（様式4）を岐ト協に提出し、その指示を受けなければならない。

(財産の処分の制限)

第13条 申請者は、交付対象となった装置が1年を経過するまでの期間は、譲渡・交換・廃棄・他用途への転用・貸付または担保（以下「処分」という）に供してはならない。

(その他必要事項)

第14条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、別にこれを定める。

附 則（平成23年4月28日）

1. 本要綱は、平成23年4月1日より適用する。
2. 改正前の要綱（平成22年4月27日）に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

可動式突入防止装置装着助成金交付申請書

平成 年 月 日

社団法人 岐阜県トラック協会
会長 尾関卓司 殿

申請者

住所

名称又は事業所名

代表者名

印

電話番号

FAX 番号

担当者氏名

可動式突入防止装置を装着したいので申請します。

助成申請額 _____ 円

※ 購入装着費用(取付費込、消費税除く)の1/2(千円未満切捨)

※ 1台あたり10万円を上限

※ 1社5台まで

装置取付予定車両台数 _____ 台

購入取付費総額(税別) _____ 円

※ 見積書、証明する書類(パンフレット等=識別記号の記載があるもの)、
装着車両の明細(別紙)を添付してください

可動式突入防止装置明細一覧

事業者名 _____

(記載例)

所属営業所	登録番号	車台番号	メーカー名 装置名	識別記号等	見積額(円)
本社	岐阜 100〇1234	AB - 1234567	〇〇工業(株) 電動収納式 リアバンパー	JABIA 1234	350,000

所属営業所	登録番号 (※1)	車台番号	メーカー名 装置名	識別記号等	見積額(円) (※2)
総 額					

※1 新車への装着の場合は、登録番号欄に【新車】と記入下さい。

※2 見積額には取付費を含み、消費税は含みません

合計 _____ 台

安全技能講習受講に対する助成事業

【実施要領】

1. 助成対象者

安全技能講習に従業員を受講させる会員事業者
ただし、岐阜県内の認可営業所の従業員とする。

2. 助成対象講習

陸上貨物運送事業労働災害防止協会岐阜県支部にて実施される労働安全衛生法施行令に定める業務に係る安全技能講習で以下の講習とする。

- (1) フォークリフト運転技能講習
- (2) ショベルローダー運転技能講習
- (3) はい作業主任者技能講習

3. 助成金額

受講料の2分の1の額
※各講習ごとに、一従業員につき各1回とする。

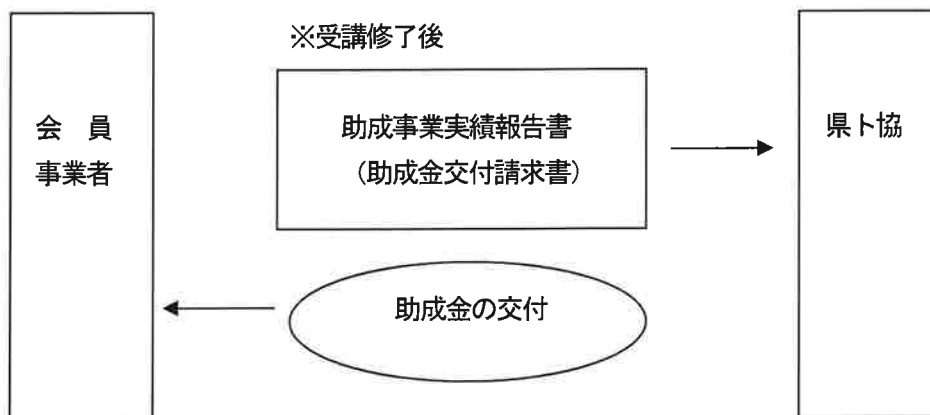
3. 予 算

167万円

4. 実績報告提出期間

平成24年5月21日（月）～ 平成25年2月28日（木）

< 助成のフローチャート >



安全技能講習受講に対する助成金交付要綱

平成21年4月28日制定
社団法人 岐阜県トラック協会

(目的)

第1条 社団法人岐阜県トラック協会（以下「岐ト協」という。）は、適切な安全管理体制の構築を促進することを目的に、安全技能講習に従業員を受講させる会員事業者（以下「事業者」という。）に対して助成金を交付する。

(助成対象)

第2条 助成対象の講習は、陸上貨物運送事業労働災害防止協会岐阜県支部（以下「陸災防」という。）にて実施される労働安全衛生法施行令に定める業務にかかる安全技能講習で以下の講習とする。

- ①フォークリフト運転技能講習
- ②ショベルローダー運転技能講習
- ③はい作業主任者技能講習

2 助成対象の従業員は、岐阜県内の認可営業所の従業員で、事業者が直接雇用している者に限る。

(交付額)

第3条 助成金の交付額は、当該年度に事業者の従業員が受講した安全技能講習の受講料の2分の1に相当する額とする。

2 助成金の交付は、同一従業員につき1回限りとする。

(実績報告及び助成金の請求)

第4条 事業者は、従業員が安全技能講習を受講したときは、様式1の「安全技能講習受講助成事業実績報告書（助成金交付請求書）」を岐ト協に提出しなければならない。

2 前項の申請に必要な添付書類は、別に定める。

(実績報告提出期限)

第5条 前条の実績報告書の提出期限を当該年度2月末日までとする。

(助成金の交付)

第6条 岐ト協は、前条の「安全技能講習受講助成事業実績報告書（助成金交付請求書）」の提出があったときは、速やかにその報告を審査し、その報告に係る事業の実施結果が助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、事業者に対して、助成金を交付する。

(報告)

第7条 岐ト協は、本制度を利用した事業者に対し、必要に応じ事業に関する報告を求め、または調査、指導を行うことができるものとする。

(その他必要な事項)

第8条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、岐ト協が別にこれを定める。

(附則) (平成21年4月28日)

本要綱は平成21年4月1日より適用する。

社団法人 岐阜県トラック協会
 会 長 尾 関 卓 司 殿

名 称
 住 所
 代表者 ㊟
 〒
 (担当者)

安全技能講習受講に対する助成事業実績報告書
(助成金交付請求書)

安全技能講習受講に対する助成金交付要綱第 4 条に基づき、助成金の支払いについて、下記の通り請求致します。

記

助成金請求額 _____ 円

1. 受 講 者 数 : _____ 名

- (1) フォークリフト運転技能講習 名
- (2) ショベルローダー運転技能講習 名
- (3) はい作業主任者技能講習 名

2. 振 込 先 口 座 :

口座名義							
銀行名	銀行・信用金庫						
支店名	支店						
預金種別	普通・当座						
口座番号							

4. 添 付 書 類 : 受講者一覧表 (別紙)、講習修了証 (表・裏面の写)

注 1 : 受講終了後、速やか (1ヶ月以内) に、実績報告書をご提出下さい。

注 2 : 実績報告の最終期限は、平成 25 年 2 月 28 日 (木)迄のため、ご注意下さい。

安全技能講習受講者一覧表

番号	支店・営業所名	受講者名	受講講習名	受講料	受講日
1				円	
2				円	
3				円	
4				円	
5				円	
6				円	
7				円	
8				円	
9				円	
10				円	

※実績報告書の提出期限：平成25年2月28日(木)